

Q IFRS9号の再公開草案で、金融商品の減損の測定モデルについてどのような提案がなされていますか。

A 信用リスクの状況に応じて信用損失の期待値を算定する「予想信用損失モデル」による認識を行う提案がなされています。



解説

(1) 現行の測定モデル

現行のIAS第39号「金融商品：認識と測定」では、金融資産の当初認識後に減損を生じさせる事象(以下、「損失事象」)が発生した場合に金融資産の減損損失を認識する発生損失モデルが採用されています。発生損失モデルでは金融資産の当初認識後に発生した損失のみが減損損失として認識され、将来の事象の結果として予想される損失は認識されないため、信用損失の計上が遅れると批判されていました。

そのため、金融資産の減損に関してより有用な情報を財務諸表利用者に提供するという目的で、発生損失モデルに代わる代替案として公開草案「金融商品：予想信用損失」(以下「ED」)が2013年3月に公表されました。

(2) EDが提案する測定モデル

EDでは、報告書日における現在の見積りに基づいて「予想信用損失」を認識することを要求しています。ここで、予想信用損失とは、金融商品に係るキャッシュ・フローのうち回収不能と予想される部分に係る現在価値を起こりうるそれぞれの確率で加重平均したものを意味します。つまり、将来の信用損失事象の影響を考慮する点、及び加重平均により期待値を算出する点で、現行のIFRSと異なります。この予想信用損失は、金融資産については「損失評価引当金」、又は信用供与のコミットメントについては「引当金」として認識します。

予想信用損失を見積る際は、過去の事象、現在の状況、合理的で裏付け可能な予測を考慮する必要があります。具体的には、金融商品の当初認識後の信用リスクの状況によって下記のように分類します。この分類によって、要求される不足額を見積る予測期間に違いが生じ、認識される減損の金額も異なります。

	信用リスクが当初認識以降に著しく悪化していないか又は報告日現在で信用リスクが低い金融商品(注1)	信用リスクが当初認識以降に著しく悪化している金融商品(注2)
予想信用損失の認識対象期間	12ヶ月	全期間
予想損失の定義	今後12ヶ月の債務不履行の可能性のみを考慮した、契約上のキャッシュ・フローのうち回収不能と予想される部分の現在価値	残存期間中のあらゆる時点での債務不履行の可能性を考慮した、契約上のキャッシュ・フローのうち回収不能と予想される部分の現在価値

(注1) 例えば、投資適格に格付けされた金融商品はこれに該当する

(注2) 報告日現在で信用リスクが低いものを除く

ただし、一定の営業債権及びリース債権については単純化したアプローチが提案されています。ここでは、簡便法の一例として、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いた計算をご説明します。

(3)簡便法の具体例

下記のように、営業債権についての過去の信用損失の実績を使用して、今後12か月又は当該資産の残存期間にわたって生じ得る予想信用損失を簡便的に見積ることができます。

以下の引当マトリクスは、営業債権の存続期間にわたって過去の観察された債務不履行率に基づいており、将来予測的な見積り(翌年度中の経済環境の悪化の確率を含む)による追加的な調整を加えています。営業債権は30,000です。なお、当該営業債権の大部分は、満期が1年内であり、上述の単純化したアプローチを適用できるものとします。

期日経過	なし	1～30日	31～60日	61～90日	91日超
全期間の予想信用損失率	0.3%	1.6%	3.6%	6.6%	10.6%

期日経過	総額での帳簿価格	全期間の予想信用損失
なし	15,000	45
1～30日	7,500	120
31～60日	4,000	144
61～90日	2,500	165
91日超	1,000	106
合計	30,000	580

Q 「顧客との契約から生じる収益」で、顧客の信用リスク(回収リスク)についてどのような提案がなされる予定ですか。

A 取引価格の算定にあたって、信用リスクの影響を考慮せず、顧客の信用リスクの影響額を包括利益計算書の独立した表示科目として表示する提案がなされています。



解説

(1) 現行のIFRSの問題点

現行のIAS第18号は、顧客の信用リスク(企業が契約に従って権利を得る対価の金額を顧客から回収できないというリスク)による影響を収益の測定に含めるべきか否かを明確に定めていないため、実務において処理に相違が生じています。そこで、2011年11月、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が共同で「顧客との契約から生じる収益」の再公開草案(以下「再ED」)を公表しました。当該公開草案が最終的に基準化されると、IFRS及びUS GAAPにおいて、同一の収益認識モデルが適用されることとなります。

(2) 顧客の信用リスク(回収リスク)に係る会計処理

再EDでは契約の取引価格を収益の認識単位である履行義務毎に配分し、履行義務を充足した場合に配分された取引価格により収益を認識することを提案しています。また、再EDでは、取引価格は、財またはサービスの移転により企業が顧客から受け取るまたは受け取ることが見込まれる金額を示すものとされています。そのため、取引価格には、顧客の信用リスクの影響は含まれません。

ただし、債権の測定に関しては、今回の再EDにより信用リスクの測定原則が変更されたわけではなく、企業は、当該リスクの測定にあたり、IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品-認識及び測定」を適用します。

(3) 顧客の信用リスクの影響額の表示区分

再EDでは、顧客の信用リスクの影響を収益に隣接した独立した表示科目として表示することを提案しました。しかし、再公開草案に寄せられたコメントを受けて、顧客の信用リスクの影響額を包括利益計算書の独立した表示科目として明示的に表示することを暫定的に決定しました。これにより、顧客の信用リスクの影響額を不良債権に係る費用として表示する現行の実務から大幅な変更はないこととなります。

ただし、現在も審議は継続中であり、今後変更が生じる可能性がある点に留意が必要です。